

平成29年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

平成30年2月

京 都 市

平成30年2月
京 都 市

平成29年度再評価対象事業及び事後評価対象事業について、京都市公共事業評価委員会から提出された「平成29年度公共事業の評価に関する意見書」を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

再評価の対象となった8事業の対応方針は、別紙1のとおり事業継続するものとし、引き続き事業の進捗を図る。

事後評価の対象となった3事業の対応方針は、別紙2のとおり今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要とする。

また、事業の実施に当たっては、市民に公共事業をより深く理解いただき、更には市民参加につながるよう、事業効果や進捗状況等のもとより、市民協働の取組や環境・景観面での工夫などについても、これまで以上に積極的な情報発信を行う。

2 個別事業について

<再評価>

(1) 街路事業 中山石見線

本事業は、伏見向日町線及び長岡京市域の外環状線等とあわせ、京都市西部地域の幹線道路網を形成し、交通渋滞の解消と生活道路への通過交通の流入抑制を図るものである。

事業の進捗について、残る1件の買収地である共同墓地は、移転に向けた合意を得つつある。

周辺の外環状線や京都第二外環状道路等とあわせ、早期に京都市西部地域の幹線道路網を形成する必要があることから、更なる事業進捗を図る。

(2) 街路事業 伏見向日町線

本事業は、中山石見線及び長岡京市域の外環状線等とあわせ、京都市西部地域の幹線道路網を形成し、交通渋滞の解消と生活道路への通過交通の流入抑制を図るものである。

進捗率が95%に達していることから、沿道住民等の意見や中山石見線の進捗を踏まえたうえで、京都市西部地域の幹線道路網の早期形成に向け、更なる事業進捗を図る。

(3) 街路事業 御陵六地藏線（第三工区）

本事業は、山科地域と醍醐地域を南北に結ぶ幹線道路を整備することにより、交通渋滞を解消し、地域交通の円滑化を図るとともに、歩道の新設により、歩行者の安全性を確保するものである。

地元住民からの早期の事業完了を望む声や、用地買収の状況などこれまでの進捗を踏まえ、より効果の高い区間を先行して着工するなど更なる事業進捗を図る。

(4) 河川事業 西野山川

本事業は、西野山川の支川断面を拡幅するとともに、本川と支川の間^{しゅう}に捷水路（ショートカット水路）を整備することにより、本河川の流下能力を高め、流域の治水安全度の向上を図るものである。

本河川の流域では、市街化の進行により、雨水流出量が増加し、浸水被害が発生していることや、地元住民からも本事業の推進を望む声が多いことから、更なる事業進捗を図る。

(5) 河川事業 西高瀬川（有栖川工区）

本事業は、西高瀬川の河川断面を拡幅することにより、本河川の流下能力を高め、流域の治水安全度の向上を図るとともに、潤いのある水辺空間を創出し、地域のまちづくりに貢献するものである。

本河川の流域では、市街化の進行により、雨水流出量が増加し、浸水被害が発生していることから、残る区間の護岸工事を進めるなど更なる事業進捗を図る。

(6) 河川事業 善峰川

本事業は、善峰川の河川断面の拡幅及び平面線形の改良を行うことにより、流域の治水安全度の向上を図るとともに、多自然川づくりを推進し、「人と河川のふれあいの場」を提供するものである。

本河川の流域では、洪水による浸水被害が発生していることや、地元住民からも本事業の推進を望む声が多いことから、更なる事業進捗を図る。あわせて、より多くの方に、「人と河川のふれあいの場」を実感いただき、これまで以上に事業への理解を得るため、善峰川の魅力や整備内容の情報発信などに取り組む。

(7) 都市公園事業 宝が池公園（広域）

本事業は、宝が池を中心に、周辺の自然環境を活かし、都市防災、スポーツ、レクリエーション、自然教育、憩い等の多様な機能を有する広域公園を整備するものである。

「京都市地域防災計画」に位置付けられるなど、京都市の公園整備において必要不可欠な事業であることに加え、体育館の整備については、市民ニーズが高いことから、更なる事業進捗を図る。

(8) 住宅市街地総合整備事業 東九条地区

本事業は、地区の防災性の向上や住環境の改善に加え、「文化芸術」や「若者」を新たな基軸とした地域活性化や様々な人が心豊かに住み続けられるまちづくりに向け、老朽住宅の買収や除却、コミュニティ住宅や公園・緑地などの整備等を実施するものである。

老朽住宅等の買収・除却が99%完了していることに加え、コミュニティ住宅、改良更新住宅及び地区施設の整備は完了している。

本地区を含む京都駅東南部エリア周辺は、新たな文化行政を推進していく重要な地域の一つであることから、残る公園・緑地及び道路の整備を推進するなど更なる事業進捗を図る。

<事後評価>

(1) 街路事業 向日町上鳥羽線（第一工区）

本事業は、向日町上鳥羽線（第二工区）とあわせ、国道171号久世橋付近の慢性的な交通渋滞の緩和や地域の利便性の向上を図るものである。

本事業によって、国道171号久世橋付近の交通混雑が緩和するとともに、京都市南西部から市内中心部へのアクセスが向上するなど、事業による効果が発現していることから、今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はないとする。

また、今後、同種事業を実施する際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業の実施に伴う各種効果を活用していく。

(2) 街路事業 向日町上鳥羽線（第二工区）

本事業は、向日町上鳥羽線（第一工区）とあわせ、国道171号久世橋付近の慢性的な交通渋滞の緩和や地域の利便性の向上を図るものである。

本事業によって、国道171号久世橋付近の交通混雑が緩和するとともに、京都市南西部から市内中心部へのアクセスが向上するなど、事業による効果が発現していることから、今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はないとする。

また、今後、同種事業を実施する際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業の実施に伴う各種効果を活用していく。

(3) 道路事業 主要府道大山崎大枝線（沓掛工区）

本事業は、通過交通を京都第二外環状道路に転換し、安全で円滑な道路交通を確保するとともに、地域の活性化を図るものである。

本事業によって、国道9号に集中する通過交通が分散するとともに、歩道整備により、歩行者及び車両等の安全で円滑な交通が確保されるなど、事業による効果が発現していることから、今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はないとする。

また、今後、同種事業を実施する際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業の実施に伴う各種効果を活用していく。

平成29年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 ② 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
 ③ 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
 ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
 ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	進捗率(H29.3)	対応方針
街路事業	1	中山石見線	延長 L=1,059m 幅員 W=25m	H5	③	25	72.2%	事業継続
	2	伏見向日町線	延長 L=1,104m 幅員 W=32m	H5	③	25	95.6%	事業継続
	3	御陵六地藏線 (第三工区)	延長 L=632m 幅員 W=15m	H4	③	26	25.6%	事業継続
河川事業	4	西野山川	延長 L=635m 幅員 W=9.8m	H5	③	25	86.3%	事業継続
	5	西高瀬川 (有栖川工区)	延長 L=560m 幅員 W=20m	H5	③	25	71.9%	事業継続
	6	善峰川	延長 L=2,100m 幅員 W=28m	S63	③	30	68.8%	事業継続
事都市公園	7	宝が池公園(広域)	面積 A=128.9ha	S49	③	44	59.0%	事業継続
総住宅整備事業地	8	東九条地区	面積 A=9.43ha	H5	③	25	95.7%	事業継続

平成29年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後7年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	対応方針
街路事業	1	向日町上鳥羽線 (第一工区)	延長 L=395m 幅員 W= 22m	H1	①	H24	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要
	2	向日町上鳥羽線 (第二工区)	延長 L= 1,045m 幅員 W=22~39m	H8	①	H24	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要
道路事業	3	(主) 大山崎大枝線 (沓掛工区)	延長 L= 600m 幅員 W=23.75m	H12	①	H24	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要